

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ税理士法人 2024 年 8 月 2 日

交際費等の損金不算入制度 ~令和6年度税制改正及びインボイス制度の影響~

Executive Summary

- 交際費等の損金不算入制度は、令和 6 年度税制改正により 3 年間の期限延長が行われた。同時に接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人等の損金算入特例の適用期限も 3 年間延長されている
- 令和 6 年度税制改正により交際費等から除外される飲食費の金額基準が、1 人当たり 5,000 円以下から 1 人 当たり 10,000 円以下へ引き上げられた
- インボイス制度の導入に伴い、免税事業者との取引等に係る消費税等が交際費等に含まれることとなった

1. はじめに

令和6年度税制改正により、交際費等の損金不算入制度の適用期限が3年間延長された。同時に接待飲食費の損金 算入特例及び中小法人等の損金算入特例の適用期限も3年間延長されている。さらに、交際費等から除外される飲食費 の金額基準が1人当たり5,000円以下から1人当たり10,000円以下へ引き上げられた。

交際費等の損金不算入制度は昭和 29 年に導入されて以来、多くの改正が行われている。本ニュースレターでは、現行の交際費等の損金不算入制度の概要及び改正された少額飲食費について解説する。

また、令和 5 年 10 月 1 日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入された。この制度は消費税の制度だが、 法人税における交際費等の対象となる控除対象外消費税等にも影響を及ぼす。したがって、本ニュースレターでは、インボイス 制度を踏まえて交際費等における消費税等の取扱いについても解説する。

2. 交際費等の損金不算入制度の概要

法人税の所得計算上、原則として交際費等の全額が損金不算入となる(措法 61 の 4)。しかし、例外的に一定の法人には損金算入が可能な特例が設けられており、その内容は以下のとおりである。

- 中小法人等は、交際費等のうち、定額控除限度額(800万円×その事業年度の月数÷12)に達するまでの金額を 損金算入することができる(措法 61 の 4②)
- 資本金の額又は出資金の額が100億円以下の法人は、接待飲食費の50%を損金に算入することができる(措法61の4①)。なお、ここでいう接待飲食費は、飲食その他これに類する行為のために支出する費用を指し、自社の役員若しくは従業員又はこれらの親族等に対する接待等のために支出する飲食費は含まれない¹(措法61の4⑥)。

¹ 親会社やグループ会社の役員等に対する接待等は、自社の役員等に対する接待に当たらず、損金算入の対象となる接待飲食費に含まれる(国税庁「接待飲食費に関する FAQ」(平成 26 年 7 月 9 日) Q4)。

上記の損金算入の特例は、いずれも任意選択の制度であり、法人の区分ごとの交際費等の取扱いは下表のとおりである。

法人区分	交際費等の取扱い
中小法人等	下記のいずれかを任意に選択できる。 ① 定額控除限度額(800万円×その事業年度の月数÷12)の範囲で損金算入 ② 接待飲食費の50%を損金算入 ③ 全額損金不算入
資本金の額又は出資金の額が 100 億円 以下の法人等(中小法人等以外)	下記のいずれかを任意に選択できる。 ① 接待飲食費の50%を損金算入 ② 全額損金不算入
上記以外の法人(資本金の額又は出資 金の額が 100 億円を超える法人等)	全額損金不算入

3. 交際費等から除外される少額飲食費

損金不算入の対象となる交際費等は、交際費、接待費、機密費その他の費用で、得意先、仕入先その他事業関係者などに対する接待、供応、慰安、贈答等のために支出するものを指す(措法 61 の 4 ⑥)。ただし、飲食等のために要する費用(専ら自社の役員若しくは従業員又はこれらの親族等に対する接待等のために支出されるものを除く 2)のうち、参加者 1 人当たりの金額が一定金額以下のもの(以下「少額飲食費」)は、一定の書類保存要件のもと交際費等から除く規定が設けられている(措法 61 の 4 ⑥二、措令 37 の 5①)。

令和 6 年度税制改正により、この少額飲食費の金額基準は以下のように引き上げられている。

■ 改正前:参加者1人当たり5,000円以下

■ 改正後:参加者1人当たり10,000円以下

改正前の基準によるか、改正後の基準によるかは施行日以後に支出されたか否かによって判断される(令和 6 年 3 月 30日改正措令附則 16)。したがって、令和 6 年 4 月 1 日より前に支出された交際費は改正前の基準(5,000 円以下)が適用され、令和 6 年 4 月 1 日以後に支出された交際費は改正後の基準(10,000 円以下)が適用される。 支出した日³によって取扱いが異なるため、事業年度の中途において取扱いが変わる場合があることに留意が必要である。

4. インボイス制度導入後の消費税等の取扱い

(1) インボイス制度及び経過措置

令和 5 年 10 月 1 日より導入されたインボイス制度 (適格請求書等保存方式) においては、仕入税額控除を受けるためには、原則として適格請求書等の保存が必要である (消法 30)。このため、適格請求書等の発行を受けられない取引 (消費者、免税事業者との取引等)では、仕入税額控除の要件である適格請求書の保存が行えないため、原則として仕入税額控除は行えない。ただし、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの期間においては、適格請求書等の発行を受けられない取引であっても、一定の帳簿及び請求書の保存を要件に、消費税相当額に一定率(次頁表参照)を乗じた金額を仕入税額とみなして、例外的に仕入税額控除を行うことができる経過措置が設けられている(平成 28 年 3 月 31 日改正法附則 52、同 53)。

² 接待飲食費と同様に、親会社やグループ会社の役員等に対する接待等は、少額飲食費から除外されるいわゆる社内飲食費に含まれない(国税庁「交際費等(飲食費)に関する Q&A」(平成 18 年 5 月) Q6)。

³ 交際費等の帰属年度に関する通達において、交際費等の支出の事実のあったときとは、接待の行為等が行われた事実のあったときを指すという解釈が示されている(措通 61 の 4(1) - 24)。この点を鑑みると、改正前の基準と改正後の基準のいずれが適用されるかを判断する日付は、支出日ではなく、飲食を行った日と考えられる。

各期間の仕入税額控除の対象額は下表のとおりである。

期間	仕入税額控除の対象額
令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日	消費税相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日	消費税相当額の 50%

(2) インボイス制度における消費税等の取扱い

法人税において、免税事業者等からの課税仕入れに係る仮払消費税等は、その取引の対価の額に含まれるとされている(平成元年3月1日付直法2-1「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」(法令解釈通達)(以下「消費税経理通達」14の2)。したがって、インボイス制度が導入された令和5年10月1日以降に生じた交際費等のうち、免税事業者等からの課税仕入れに係るものがある場合、その消費税相当額は交際費等に含まれる。また、少額飲食費の金額基準の判断も、その消費税相当額を含めた金額によって行われる(国税庁「令和3年改正消費税経理通達関係Q&A」(令和5年12月改訂問7、消費税経理通達」12))。

ただし、前述のとおり、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの期間においては、一定率を乗じた金額について 仕入税額控除が可能な経過措置が設けられているため、税抜経理方式を採用し当該経過措置を適用している場合には、 その経過措置により仕入税額控除の対象となる金額(80%相当額、50%相当額)は仮払消費税額となるため交際費等 の額に含まれない(消費税経理通達経過的取扱い(2))。一方、その経過措置により仕入税額控除の対象とならない消費税相当額はその交際費等の額に含まれる(例えば、経過措置の割合が80%であれば、消費税相当額の20%が交際 費等となる)。少額飲食費の金額判定上も同様である。さらに、交際費等に係る仮払消費税等のうち控除対象外消費税等に相当する金額は交際費等に含まれる(接待飲食費についても同様。消費税経理通達12)。

すなわち、経過措置を適用した場合には、その消費税相当額のうち、経過措置により仕入税額控除の対象となる金額に対する控除対象外消費税等と経過措置により仕入税額控除の対象とならない消費税相当額(経過措置の割合が80%なら20%相当額)のいずれも交際費等に含まれる。

以上を踏まえると、インボイス制度導入後の免税事業者等からの課税仕入れに係る消費税相当額のうち、交際費等に含まれる額は下表のとおりとなる⁴。

仕入税額控除の計算 方式	インボイス制度導入前 (令和 5 年 9 月 30 日以前)	インボイス制度導入後 (令和 5 年 10 月 1 日以後)
全額控除方式	なし	消費税相当額×(100%-80%)
個別対応方式	下記の合計 ① 非課税売上対応の課税仕入に係る 消費税相当額 ② 共通対応の課税仕入に係る消費税 相当額×(100% - 課税売上割合)	下記の合計 ① 非課税売上対応の課税仕入に係る消費税相当額 ② 共通対応の課税仕入に係る消費税相当額×80%×(100%-課税売上割合) ③ 共通対応の課税仕入に係る消費税相当額×(100%-80%) ④ 課税売上対応の課税仕入に係る消費税相当額×(100%-80%)
一括比例配分方式	課税仕入に係る消費税相当額×(100%- 課税売上割合)	下記の合計 ① 課税仕入に係る消費税相当額×80%×(100%-課税売上割合) ② 課税仕入に係る消費税相当額×(100%-80%)

⁴ 税抜経理、かつ、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置(80%)の適用を前提としている。また個別対応方式については課税 売上割合に準ずる割合を用いていないことを前提としている。

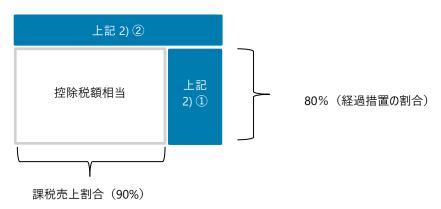
(3) 具体的な計算例

インボイス制度導入後の免税事業者等からの課税仕入れに係る消費税相当額のうち、交際費等に含まれる金額の計算例を示すと以下のとおりとなる。

- 1) 計算の前提
 - ① 免税事業者等からの課税仕入の額:税込 110、税抜 100、消費税等 10(税率 10%)
 - ② 課税売上割合:90%
 - ③ 経理方式:税抜経理
 - ④ 仕入税額控除の計算方式:一括比例配分方式
- 2) 消費税相当額のうち交際費等となる金額
 - ① $10 \times 80\% \times (100\% 90\%) = 0.8$
 - $2 10 \times (100\% 80\%) = 2$

合計 2.8 (消費税相当額のうち交際費等となる金額)

3) 上記の計算例のイメージ(青色部分が交際費等の対象額)



5. おわりに

本ニュースレターでは、令和6年度税制改正を受けた交際費等の損金不算入制度の概要及びインボイス制度の導入が交際費等に与える影響に焦点を当てて解説した。少額飲食費の金額基準が引き上げられたことに加え、インボイス制度の開始により、交際費等の集計方法の見直しを必要とする可能性があることにご留意いただきたい。

(札幌事務所 安藤 英二)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3

丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800(代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000(代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1

JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533(代)

札幌事務所

所在地 〒060-0005 北海道札幌市中央区北 5 条西 6-2-2

札幌センタービル

Tel 011-271-2075 (代)

email <u>tax.cs@tohmatsu.co.jp</u>

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 6 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイトトーマッグループは、日本におけるデロイトアジアパシフィックリミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマッ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマッ、デロイトトーマッ リスクアドバイザリー合同会社、デロイトトーマッコンサルティング合同会社、デロイトトーマッフフナルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマップループといるアドバイザリー会同会社、デロイトトーマップループといるアドバイザリー会同会社、デロイトトーマッグループのとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイソンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人のラーアを推し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマッグループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマッリミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンパーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイトネットワーク") のひとつまたは複数を指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンパーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンパーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は、www.deloitte.com/jp/about をご覧ください

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンパーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンパーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法 的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、パンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンパイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約9割の企業や多数のブライベート(非公開)企業を含むグライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、制設以来、175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。 "Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的 アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。責社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイス を受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依 被することにより利用者が被った相条について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001

BCMS 764479 / ISO 22301